

J A M 政策NEWS

2025年9月24日 第2026—3号

【発行】J A M

【発行責任者】岩崎和人

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

改正育児・介護休業法が10月1日に施行されます

～「柔軟な働き方の実現に向けた措置」と「仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮」～

育児・介護休業法の改正と段階的施行に伴い、
本年4月1日に続き、10月1日には「柔軟な働き
方を実現するための措置」および「仕事と育児の
両立に関する個別の意向聴取・配慮」の義務化が

施行されます。

男女とも仕事と育児を両立できるよう、適切な
運用に向け、改めて改正内容のご確認と周知徹
底を進めましょう。

1. 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

【対象：3歳から小学校就学前の子を養育する労働者】

～選択して講ずべき措置～

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等（10日以上／月）
- ③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
（養育両立支援休暇）の付与（10日以上／年）
- ⑤短時間勤務制度

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要あり

事業主は、左記5つの中
から2つ以上の措置を選
択。措置の選択の際に
は、過半数組合等から
の意見聴取の機会を
設ける必要あり



労働者は、事業主が講じた措置
の中から1つを選択して利用

2. 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

【対象：3歳未満の子を養育する労働者】

【上記1で選択した制度に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を個別に行う】

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が「上記1」で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ②対象措置の申出先(例:人事部など) ③所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

3. 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

【対象：労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等の申出時と、労働者の子が3歳になる迄の適切な時期】

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯(始業および終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業条件(業務量等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

4. 聴取した労働者の意向についての配慮

【上記3により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する
意向について自社の状況に応じて配慮しなくてはならない】
～具体的な配慮の例～

- 勤務時間帯、勤務地にかかる配慮 ●労働条件の見直し
- 両立支援制度等の利用期間等の見直し ●業務量の調整 等

【参考】厚生労働省
の発信情報は右記の
2次元バーコードを
ご参照ください

